

## 厚生労働省の通達・発表等

基安発0521第1号  
平成24年5月21日

日本印刷産業連合会会長殿  
厚生労働省労働基準局安全衛生部長

### 印刷業における化学物質による 健康障害防止対策について

有機溶剤その他の化学物質は、印刷業はじめ多くの事業場で使用されていますが、一部の化学物質については、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）及び有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）で局所排気装置の設置、健康診断、作業主任者の選任等が義務付けられているほか、「労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成23年健康障害を防止するための指針公示第21号。以下「がん原性指針」という。）が公表されているところです。

今般、大阪府内の印刷事業場において、印刷業務に従事した労働者が胆管がんを発症したとする3件の労災請求事案がなされたところです。

現在までのところ業務との因果関係は不明であり、原因の究明作業中ですが、予防的観点から、労働安全衛生法令及びがん原性指針に基づき、下記のとおり化学物質による健康障害防止対策の適切な実施につき要請したく、貴会傘下の会員事業場等に対し周知いただくようお願いします。

#### 記

1 事業場で使用しているインク、洗浄剤等について、安全データシート（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の2による通知等をいう。以下「SDS」という。）によりその化学物質の成分を把握すること。

- 上記1で把握した成分に特化則の対象物質が含まれる場合には、法及び特化則に基づき、労働者へのばく露防止のため、代替物の使用、局所排気装置等の設置、作業環境測定、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任、作業の記録、安全衛生教育等の措置を確実に講ずること。
- 上記1で把握した成分にがん原性指針の対象物質が含まれる場合には、当該指針に基づき、作業工程の改善、局所排気装置等の設置、保護具等のばく露低減化措置、作業環境測定、労働衛生教育及び労働者の把握等を行うこと。
- 上記1で把握した成分に有機則の対象物質が含まれる場合には、法及び有機則に基づき、労働者へのばく露防止のため、作業工程の改善、局所排気装置等の設置、一定の場合の呼吸用保護具の着用、作業環境測定、特殊健康診断の実施、作業主任者の選任、安全衛生教育等の措置を確実に講ずること。
- 上記2,3及び4に該当するものを除き、1で把握した成分に法第57条及び第57条の2の規定により表示等又は文書の交付等が義務付けられている物質が含まれている場合については、SDSの危険有害性情報に従って、換気、防毒マスクの着用等の自主的なリスクの低減措置を講じるとともに、法第101条の規定により事業場内に表示する等により労働者に周知を行うこと。

平成24年6月13日  
厚生労働省労働基準局発表

### 印刷事業場における 胆管がんの発生について

- 1 事案の概要  
(1) 事業場の概要

複数の脂管がんの事案が発生したのは、大阪府内の校正印刷を行う事業場で、労働者数は約70名（うち校正印刷部門は約30名）、企業全体では120名となっている。

## (2) 労災申請の状況

平成24年3月30日に、当該事業場において校正印刷に従事していた元労働者1名、遺族2名から、業務により胆管がんを発症したとして労災請求がなされた。また、6月12日には、同じ事業場において校正印刷に従事していた労働者3名からも労災請求がなされたところ。

## 2 現在の調査状況

### (1) 調査の概要

4月以降数回にわたり、大阪労働局、所轄の労働基準監督署、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が立入調査を実施した。併せて、労災請求者及び労働者からも順次事情を聴取している。発症の原因については、今のところ明らかになっていないが、当該事業場に対して臨時のがん検診の実施を要請したところ。

### (2) 作業場の状況

オフセット校正印刷が行われている作業場は、地下1階にあり、印刷機が5台設置され、作業は昼夜2交代制（9：00～17：30、18：00～2：30）で行われている。

オフセット校正印刷は、版から直接被印刷体に印刷するのではなく、版からブランケットと呼ばれるゴム製の間転写体に転写した後、被印刷体に印刷する方法であり、印刷するたびにブランケットやインクローラー等についたインクを洗浄剤で洗浄することとなるため、洗浄剤の使用量が多くなっている。

当該作業場は地下1階にあり、直接外気に向かって開放することができる窓等がないため、全体換気装置による換気が行われているほか、最近導入された機器には局所排気装置が設置されている。これらを運転すると見かけの換気量は相当量に上るが、全体換気の大部分が再び戻ってきて作業場に供給される設計のため、外気導入による正味の換気量はその一部にとどまっている。現状では著しく悪い環境ではないものの、過去に有機

溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号、以下「有機則」という。）の対象となる有機溶剤を多量に使用していた場合には、必要な換気量を満たしていなかった可能性もある。また、有機則の対象となる有機溶剤を使用していた場合には、これらの作業について、防毒マスクの着用が必要となる作業場であった。

### (3) 使用化学物質

使用していた洗浄剤及びインクを入手し、その成分を分析しているところであるが、現在使用している洗浄剤については、有機則の適用対象外の化学物質となっている。

今後、過去20年余りの間に使用していた複数の洗浄剤を特定し、その成分を確認するとともに、比較的有害性が高いと考えられる洗浄剤を使用して作業現場での拡散状況を再現実験によって確認し、当時の化学物質へのばく露の推計を行い、原因究明につなげることとしている。

### (4) 労働者等からの聞き取り

会社から提出を受けた労働者名簿等を元に、在職労働者及び退職労働者等に対して、順次、過去の作業状況、現在の健康状況等について聞き取り調査を案施している。6月12日現在、10人の聞き取りを実施したところ。

### (5) 当該事業場への対応

現職労働者及び退職労働者について、胆管がんの疑いがないか臨時に健康診断を行うよう要請したところ。なお、事業場で安全衛生を確保するための中核的体制である産業医・安全管理者、衛生管理者の未選任等についても是正勧告を行ったところ。

## 3 当該事案を受けた厚生労働省の対応

胆管がんの発生原因は現時点では不明であるものの、予防的観点からは、有機則、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号、以下「特化則」という。）等の関係法令の遵守や労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（平成23年健康障害を防止するための指針公示第21号、以下「がん原性指針」という。）により定められた措置の遵守を徹底するこ

とが必要である。

このため、去る5月21日に日本印刷産業連合会に対して、業務との因果関係は不明であるものの、予防的観点から、有機則、特化則等の関係法令及びがん原性指針に基づき、健康障害防止対策を適切に実施するよう要望したところであり、日本印刷産業連合会においても、当該要望を受け会員団体に周知するとともに、事業所に対するアンケート調査を実施している。

また、各都道府県労働局においても、全国約500の校正印刷を行う事業場を対象に、各都道府県労働局による一斉点検を開始したところ。

平成24年7月10日  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部計画課発表

### 胆管がんに関する一斉点検結果の 取りまとめ結果等について

#### I 一斉点検の取りまとめ結果

##### 1 一斉点検の概要

6月中旬から末にかけて、洗浄作業を行っている印刷事業場561を対象として実施。労働基準監督署の職員が個別の事業場に出向き、以下の点について点検した。

- ① 有機溶剤中毒予防規則（急性の有機溶剤中毒を予防する観点からの規制、以下、「有機則」という。）等の関係法令や労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（以下「がん原性指針」という。）の対象となる物質を使用しているかどうか
- ② 対象物質を使用している場合には、関係法令に基づいた措置がとられているか
- ③ 当該事業場において胆管がん等に罹患した労働者や退職者がいるかどうか

##### 2 胆管がん発症者の把握数

胆管がんを発症した者がいるとするのは、3事業場、3人となっている。発症者が把握されたのは、

東京都、石川県、静岡県となっており、後述する大阪、宮城の事案以外には、いずれの事案についても同一の事業場から複数の胆管がんの発症は確認されていない。

##### 3 有機則の適用状況等

561事業場のうち、関係法令や指針の対象物質を使用していた事業場は494、これらのうち、何らかの問題が認められた事業場は383となっており、その割合は77.5%となっている。

個別の項目ごとの違反状況は以下の通り。

- |                                |      |
|--------------------------------|------|
| ① 第一種又は第二種有機溶剤について、局所排気装置等が未設置 | 143件 |
| ② 第三種有機溶剤について、局所排気装置等が未設置      | 30件  |
| ③ 有機溶剤作業主任者未選任                 | 120件 |
| ④ 有機溶剤の人体に及ぼす作用等の未揭示           | 149件 |
| ⑤ 有機溶剤等の区分の未表示                 | 186件 |
| ⑥ 作業環境測定の未実施                   | 181件 |
| ⑦ 特殊健康診断の未実施                   | 106件 |
| ⑧ 呼吸用保護具の未使用                   | 121件 |

##### 4 作業場所の状況

一斉点検を行った561の事業場のうち、外気と接していない地下室で作業を行っている事業場は無かった。また、地下室と同視できるような空間で作業を行っていた事業場は9か所であった。

また、作業環境測定を実施した201事業場の543作業場について、第1管理区分は402か所、第2管理区分は94か所、第3管理区分は47か所であった。

- ※第1管理区分：作業環境が良好なもの
- 第2管理区分：作業環境の改善に努める必要があるもの
- 第3管理区分：直ちに作業環境の改善を講じる義務が生ずるもの

##### 5 使用化学物質

第一種有機溶剤は11件とほとんど使われておらず、第二種有機溶剤は1,463件、第三種有機溶剤は404件であった。

なお、ジクロロメタンを使用している事業場は152か所、1,2-ジクロロプロパンを使用している事業